

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

34期(1980/昭和55年)

## 遠くなってしまった懐かしい時代



会員 清宮 國義 (34期)

1980年4月、34期修習生の私は湯島の研修所に入所した。場所は洋館造りの本邸や日本家屋の残る、現在の旧岩崎邸庭園である。当時の修習期間は2年で、前期、後期、各4ヵ月はクラス毎に研修所で修習、残りの1年4ヵ月は各地に散って実務修習を受ける流れであった。

実務修習は東京4班で弁護修習から始まった。修習先の事務所の長は刑事再審事件の弁護団長であった。この事件では日本で初めて確定死刑囚が再審で無罪となったが、それまで安穏と生きてきた私は、突然、司法の世界の重い現実を目の当たりにすることとなった。他方、指導弁護士からは生の弁護実務を経験させていただいた。余暇には大相撲観戦、夜の銀座を案内してもらったこともある。

民事裁判修習では、配属部での修習のほかに、専門部を見学する機会を得た。著名な牛井屋の更生債権者集会を傍聴し、管財人が再建築のひとつとして「牛井のタレ」のレシピ改良を挙げていたことを、今もなぜか憶えている。また配属部では書記官を含む全員で伊豆七滝へのハイキング1泊旅行に出かけた。もうひとりの修習生と裁判官と、滝の近くの「穴風呂」を楽しんだのは良い思い出である。

検察修習では取調修習と公判修習に分けて修習を受けた。見学先は盛りだくさんで、法医学教室での解剖見学、パトカー試乗、成田空港での税関業務立

会い、スリ捜査同行、模擬賭博の実演など、貴重な体験をさせてもらった。取調修習で親しくなった警察官から指導検事と一緒に警察署に招かれ、打ち上げに参加させてもらったことは、特に思い出深い。また検察修習では、ことさらよく酒を飲んだ。当時はふつうだったが、これも今は昔の話だろう。

当時、刑事部は合議部と単独部に分かれており、それぞれの部で刑事裁判修習を受けた。そのころ東京地裁ではいわゆるロッキード事件の公判が進行中で、修習生たちのあいだでは格好の話題であった。ある修習生が庁舎内で偶々遭遇した元首相に「頑張ってください」と言ってしまったという、嘘のような話も流れてきた。

とりとめもなく書き連ねながら、当時の修習生には十分な時間が与えられていたことに改めて思い至った。この幸運に、ただただ感謝するばかりである。前期・後期修習も実務的なノウハウを得るためだけであれば、2年という期間は必要ないのかもしれない。しかし、あの時間があったからこそ、今の自分がいるのは確かだろう。様々な人生を歩んできた修習の同期、修習先で出会った諸先輩、法曹の先達である教官。みんなで酒を飲み、談笑した。彼らと過ごしたあの時間は、まさに私の宝物である。

遠くなってしまった懐かしい時代。臆面なく言えば、それは、色褪せることのない青春のひとコマでもある。